

株式会社事務担当者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

総株主通知請求に係る決定通知書等の提出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、今般の株券電子化に伴い、「業務規程」等の一部改正を実施し、平成21年1月5日より施行しております(※1)が、当該改正により、上場会社が総株主通知請求を行う場合は、当取引所に「総株主通知請求に係る決定通知書」等を提出することが必要になりました(※2)。

つきましては、総株主通知請求を行うことを決定した上場会社におかれましては、以下のとおり本通知書等をご提出いただきますようお願いいたします。なお、上場会社の請求により総株主通知が行われる場合において、株主確定日が、普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、通常の4日目決済から5日目決済となり(※3)、これを遅滞なく周知する必要がありますため、速やかにご対応いただきますようお願いいたします。

【提出方法】

「上場会社通信」サイト (<https://www.nse.or.jp/company/tusin/login.html>) より、以下の様式をダウンロード・アップロードしてご提出ください。

①上場会社が四半期会計期間の末日ごとに総株主通知を請求することを決定した場合

様式49「総株主通知請求に係る決定通知書(四半期会計期間の末日用)・同取下げ」1頁目

※当該請求の取下げを決定した場合は、2頁目をご提出ください。

②上記以外で総株主通知請求を行うことを決定した場合

様式48「総株主通知請求に係る決定通知書」

※法令の定めにより総株主通知が行われる場合(基準日、事業年度の開始日から6ヶ月を経過したとき等)には、提出の必要はありません。

(※1) 平成20年12月16日付名証自規第1174号「株券電子化に伴う当取引所における制度整備に係る「業務規程」等の一部改正について」

(※2) 「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第5条第1項第9号の2

(※3) 「業務規程」第9条第3項第5号

敬具

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ(上場監理担当)

TEL: 052-262-3174 E-mail: syoken@nse.or.jp